

文化庁

「第 2 回古墳壁画の保存活用に関する検討会」

資料

(抜粋)

キトラ古墳壁画の保存管理施設に関するこれまでの検討について

1. 基本的な考え方

- 壁画は、現地の石室内で保存されることが基本であるが、現在の保存技術では間違いなく生物被害が生じてしまうため、キトラ古墳の壁画については、恒久的な保存を図る観点から、環境を制御しながら安全に保存管理することができるよう、当面の間、石室外の適切な施設で保存管理・公開する。
- 保存管理・公開施設に求められる設備・条件等については、「文化財公開施設の計画に関する指針」の考え方や意図、内容等を十分反映した上で、キトラ古墳壁画の諸事情に対応していく。
- 壁画の保存管理・公開施設の場所については、明日香村内とすることとし、奈良文化財研究所飛鳥資料館等の既存施設や国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区内の施設等を視野に入れ、管理運営体制等のソフト面も含めて検討する。

【古墳壁画保存活用検討会（第8回）(H22. 3. 24) 配付資料3で確認】

2. 古墳壁画保存活用検討会におけるこれまでの意見（要旨）

- 文化財の活用のあり方の一つとして、キトラ古墳という文化財を体験しながら飛鳥の文化や飛鳥そのものを知ってもらうというダイナミックな発想が必要。
- 飛鳥にある文化財は、相互の特性も活かしながら全体を密接に関連付け、全村まるごと博物館構想の下、飛鳥の歴史展示を有機的に進めていくという発想が必要。
- 文化財を正確に理解してもらうためにも、単に壁画を見るだけでなく、説明等に配慮した施設にすることが必要。
- 壁画は古墳の魂。高松塚古墳壁画と同様、キトラ古墳の壁画も国営飛鳥歴史公園の地区内で考え、さらには体験学習をテーマにしている中で展示していくほうがよい。
- キトラ古墳周辺地区はキトラ古墳を取り囲む形で設置されており、この地区でキトラ古墳の環境保全機能とあわせて歴史文化の体験学習機能も担うことは可能。ここで壁画を保存・公開することは、この歴史文化の体験学習機能を発揮していく上で非常に有意義。
- キトラ古墳壁画は、取り外し及び保存処理が施されている点で、高松塚古墳壁画に比べて移動も可能であり、飛鳥資料館等の既存施設で保存・展示することも考えられるのではないか。
- 飛鳥資料館の展示スペースは既に飽和状態であり、現実的に対応できるかという視点もある。
- 保存を優先に考え、その延長線上で公開活用を図るべき。

【古墳壁画保存活用検討会（第7回）(H21. 12. 25)】

キトラ古墳と明日香村内の主な既存施設等との関係について

1. 奈良文化財研究所飛鳥資料館

○設置の趣旨等

- ・ 昭和45年12月閣議決定「飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存に関する方策」に基づき、「飛鳥地域の歴史的意義及び文化財に関し国民の理解を深める(昭和48年文部省令)」ことを目的として、「関係資料を収集保管して観覧に供し、あわせて関連する調査研究及び事業を行う(同省令)」施設。
- ・ 昭和50年開館

○キトラ古墳との関係

- ・ 重要文化財等の保存管理・公開に関するノウハウを有しており、取り外したキトラ古墳壁画のうち、状態が安定しているものについて、収蔵庫内で保存管理しており、平成18年度からはキトラ古墳壁画の特別公開を実施。
- ・ 明日香村内ではあるが、キトラ古墳からは離れている。

2. 国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設

○設置の趣旨等

- ・ 平成19年に石室を解体した高松塚古墳の壁画・石材を10年程度かけて修理するために、国営飛鳥歴史公園高松塚古墳周辺地区に設けられた仮設の修理施設。修理作業室の見学用通路もあるが、公開方法としてはきわめて限定的。
- ・ 平成19年設置

○キトラ古墳との関係

- ・ 平成20年からは、高松塚古墳壁画と並行して、取り外したキトラ古墳壁画を集約して保存管理し、状態を安定させるための仮保存処置を実施。
- ・ 明日香村内ではあるが、キトラ古墳からは離れている。

3. 国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区

○設置の趣旨等

- ・ 平成13年3月閣議決定により、キトラ古墳の周辺地区を国営飛鳥歴史公園の一部として整備するもの。国土交通省において、体験的歴史学習をテーマに具体的計画が検討されている。
- ・ 基本設計、実施設計、工事等の上、平成28年度開園予定

○キトラ古墳との関係

- ・ 特別史跡キトラ古墳の指定地を取り囲んでおり、キトラ古墳周辺の環境保全機能を担うだけでなく、キトラ古墳と一体となった体験的歴史学習が展開される予定。

キトラ古墳壁画の保存管理施設について（素案）

1. 保存管理の場所

- キトラ古墳の壁画については、恒久的な保存を図る観点から、当面の間、石室外の適切な施設で保存管理することとしているが、壁画は、古墳の重要な構成要素であり、現地の石室内で保存されることが基本であることから、古墳の諸要素である墳丘・石室・壁画は可能な限り近いところで、一体的に保存する。
- したがって、現在、キトラ古墳周辺においては、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区として整備されることが計画されていることから、保存管理する場所は、公園内を基本として検討する。

2. 保存管理施設の設備・条件について

- 保存管理・公開施設に求められる設備・条件等については、「文化財公開施設の計画に関する指針」の考え方や意図、内容等を十分反映した上で、キトラ古墳壁画の諸事情に対応していく。
- 壁画の保存・展示・修理・メンテナンスの機能を一体とする。

3. 壁画の展示活用について

- 壁画の保存を最優先とした上で、可能な限り、展示活用を実現する。
- 壁画の展示活用を実現するに当たっては、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」に準じながらも、キトラ古墳という文化財を体験的に理解できるような展示方法を検討する。

4. 保存管理施設の管理運営について

- 壁画の保存管理については、関係機関と連携しつつ、文化庁が主体となって行う。
- 管理運営は、学芸員や修理技術者等の人員配置も含めて、保存・展示・修理・メンテナンスの各々が有機的に機能するよう検討する。
- 管理運営の組織や体制については、重要文化財等の保存管理・公開に関する取扱いに十分なノウハウのある既存の組織や施設と連携する。

5. その他

- 上記の内容が可能な限り実現されるよう、地元自治体を含め、(独)国立文化財機構、国土交通省等の関係機関と十分協議する。